

平成22年鞍手町議会第1回定例会会議録（第4号）						
平成22年 3 月 18 日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開 会 開 議					副 議 長	
開閉会日時			平成22年3月18日 午後 1 時00分		日 高 直 幸	
及 び 宣 告					副 議 長	
			平成22年3月18日 午後 1 時45分		日 高 直 幸	
出席及び欠席議員						
議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
1	原 哲 也	出 欠	11	毛 利 喬	出 欠	
2	香 原 暹	出 欠	12	久 保 田 正 之	出 欠	
3	星 正 彦	出 欠	13	宇 田 川 亮	出 欠	
4	欠 員					
出席 11人	5	武 谷 保 正	出 欠			
欠席 0人	6	岡 崎 邦 博	出 欠			
欠員 2人	7	欠 員				
	8	栗 田 幸 則	出 欠			
	9	川 野 高 實	出 欠			
	10	日 高 直 幸	出 欠			
会議録署名員	9番	川 野 高 實		11番	毛 利 喬	

職 務 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	久 保 田 隆 一	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計収納対策課長	田 中 正 一	出 欠
	副町長	古 野 和 雄	出 欠	建設課長	梶 栗 英 正	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政課長	本 松 吉 憲	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	吉 田 正 行	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	原 繁 幸	出 欠	保険健康課長	松 尾 保 則	出 欠
地方自治法第121条により説明出席者の職氏名						
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成22年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月18日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第6号 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第5号) (民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第7号 平成21年度鞍手町老人保健特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第8号 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号) (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第9号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算
(第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第10号 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計
補正予算(第3号) (民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第11号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理
運営費特別会計補正予算(第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第26号 福岡県介護保険広域連合規約の変更 (民生産業委員長報告)
- 日程第8 平成21年
議案第90号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の特例を定める条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第3号 鞍手町税条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第4号 鞍手町暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第27号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正
する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第5号 平成21年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第12号 平成21年度鞍手町水道事業会計補正予算(第4号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第24号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第25号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数
の増減 (総務文教委員長報告)

- 日程第16 議案第13号 平成22年度鞍手町一般会計予算 (予算特別委員長報告)
- 日程第17 議案第14号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第18 議案第15号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第19 議案第16号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第17号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第19号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計
予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第20号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理
運営費特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第22号 平成22年度鞍手町病院事業会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第23号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第18号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第26 議案第21号 平成22年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第27 議案第28号 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための
政治倫理条例制定を求める意見書
- 日程第28 請願第1号 町道認定に関する請願 (民生産業委員長報告)
- 日程第29 閉会中の継続事件

平成22年3月18日（第4日）

開議 13時00分

○副議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

先ず、町長より提出されています議案質疑における答弁の追加について、お手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第6号から日程第7 議案第26号までの7件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

（審査報告書 別紙）

○副議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第6号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第7号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第8号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第9号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第10号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第26号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 10 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 11 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 26 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 号 平成 21 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 7 号 平成 21 年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 号 平成 21 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第9号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第10号 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第11号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第26号 福岡県介護保険広域連合規約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第8 平成21年 議案第90号から日程第15 議案第25号までの8件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

(審査報告書 別紙)

○副議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

平成21年 議案第90号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第3号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第4号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第27号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第5号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第24号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第25号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

平成21年 議案第90号について討論ありませんか。

香原議員。

○2番 香原 暹君

私は平成21年 議案第90号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の特例を定める条例に反対する討論を行います。

今回の元職員による公金横領事件は、その横領は12年間に亘り、総額で4億4406万4千円に上ります。その内1億9千万円が穴埋めされていますので、差引町の被害額は2億5406万4千円となります。よくもこうも盗られたものであると感心します。その間全くと言っていいほど元職員の行動に疑いをもつこともなく、漫然と盗られ続けていたことについて、改めて町の管理体制の甘さに怒りさえ感じます。

勿論、議会もこの事件に関しては、結果として相当の責任があると私は思っているところですが、これを見逃していた収入役及び会計収納対策課長はもとより、その職員に対する監督責任を持つ町長並びに副町長の責任も極めて重大であると思います。

今回の削減案は、在職中に横領されたことに対する責任の取り方として提案されているの

でございますが、町長並び副町長の在職中の4年間に横領された額は1億1777万円に上ります。しかもこれらの被害額は穴埋めされず、まるまる損害として残っているわけでございます。

今回町長の退職手当の辞退額は435万7千円であり、率にすると3.70%にしかありません。副委員長でいうと0.95%であります。

さらに重大な過ちは仕組債購入の問題であります。お二人が在職中に購入した仕組債が、今まだ5億円残っていますが、これらの直近の評価損額は約1億5千万円に上ります。これらのことを考慮に入れますと、その辞退する額がいかにか少ないものであるかということが言えるのではないかと思います。

平成21年 議案第90号は、町長は4年間で退職手当の30%、副委員長は15%返還するものでありますが、これらの額は少なすぎて、町民は到底容認出来るものではないと思います。

これをもって、公金横領事件の問題が全て解決したものと受け止められることには、甚だ遺憾の意を表さずにおれません。

私としましても、このように町民感情として納得出来ないものに賛成するわけにはいきませんので、この条例案には反対するものであります。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

次に議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 25 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

平成 21 年 議案第 90 号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の特例を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって平成 21 年 議案第 90 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 3 号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 4 号 鞍手町暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 27 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 5 号 平成 21 年度鞍手町一般会計補正予算第 6 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 12 号 平成 21 年度鞍手町水道事業会計補正予算第 4 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第24号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第25号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に進みます。

日程第16 議案第13号を議題とします。
本案は予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。
岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

(審査報告書 別紙)

○副議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。
議案第13号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
議案第13号について討論ありませんか。
宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

議案第13号 平成22年度鞍手町一般会計予算に対し、反対討論を行います。
2010年度の国家予算案は、昨年8月の総選挙で自公政権を退陣させた国民の審判を受けて編成された予算であることから、生活保護の母子加算復活や高校授業料無償化等、部分的には前進的な内容が盛り込まれています。

しかし後期高齢者医療制度の廃止を何年も先送りにしたことや、無駄を削ると言って事業仕分けを大々的に実施しながら、軍事費や大企業、大資産家減税等の聖域にはメスを入れず、これを温存していることから見れば、極めて不十分だと言わざるを得ません。聖域温存の結果、巨額の国債発行と埋蔵金に依存するその場凌ぎで、先の展望が見えない予算となっています。

こうした中、政府の経済見通しでは、来年度は実質1.4%と3年ぶりのプラス成長を見込んでいますが、より生活実感に近い名目成長率は0.4%に止まり、相変わらずデフレ状態が続くと予想しています。

失業率は5%台の高い水準に止まり、失業の長期化によって失業手当の切れる世帯が増加するなど、生活の不安は昨年以上に高まって来ています。

平成22年度鞍手町一般会計予算は、骨格予算となっていますが、地方交付税や臨時財政対策債など、前年度に比べ歳入が増額されることが見込まれます。しかし深刻な不況は回復せず、会社の経営も悪化したまま、家計収入の減少で町に入る税収も前年度と比較して減額した予算となっています。

町の厳しい財政状況の中、小学校入学前までの医療費無料化の継続や、北中、南中の耐震補強工事等、歓迎される予算も盛り込まれています。しかしながら家計の所得が減っている中、高すぎる国保税やゴミ袋料金、保育料等で町民の暮らしは深刻な状況に陥っています。税の公平性という意味からも、同和関係予算にも本格的にメスを入れるべきです。

今後とも町民の暮らしと営業を応援する予算に組み替えていくことを求めて、反対討論を終わります。

○副議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第13号 平成22年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第17 議案第14号から日程第24 議案第23号までの8件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

(審査報告書 別紙)

○副議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第14号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第15号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第16号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第17号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第19号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第20号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第23号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 20 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 22 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 23 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号 平成 22 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 14 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 15 号 平成 22 年度鞍手町老人保健特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 15 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 16 号 平成 22 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 16 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 17 号 平成 22 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 19 号 平成 22 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第20号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第22号 平成22年度鞍手町病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第23号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第25 議案第18号及び日程第26 議案第21号の2件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

(審査報告書 別紙)

○副議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第18号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第21号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第18号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第21号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第18号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第21号 平成22年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第27 議案第28号を議題とします。

提出者を代表して岡崎邦博君に趣旨説明をお願いします。

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

(趣旨説明書 別紙)

○副議長 日高 直幸君

お諮りします。

議案第28号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第28号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

議案第28号 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書を採決します。

本案は原案とおりに可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第28 請願第1号を議題とします。

本請願は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

(審査報告書 別紙)

○副議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。
請願第1号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
請願第1号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。
請願第1号 町道認定に関する請願を採決します。
本案に対する委員長の報告は採択であります。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に日程第29 閉会中の継続事件を議題とします。
各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づきお手元に配布してまいりましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長の申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。
これをもって平成22年第1回定例会を閉会します。

閉会 13時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 日 高 直 幸

議員 毛 利 喬

議員 川 野 高 實